

その他の制度変更点 及び Q&A

(居宅介護支援・介護予防支援)

1. 介護予防支援の指定対象の拡大
2. 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制導入について
3. Q&A

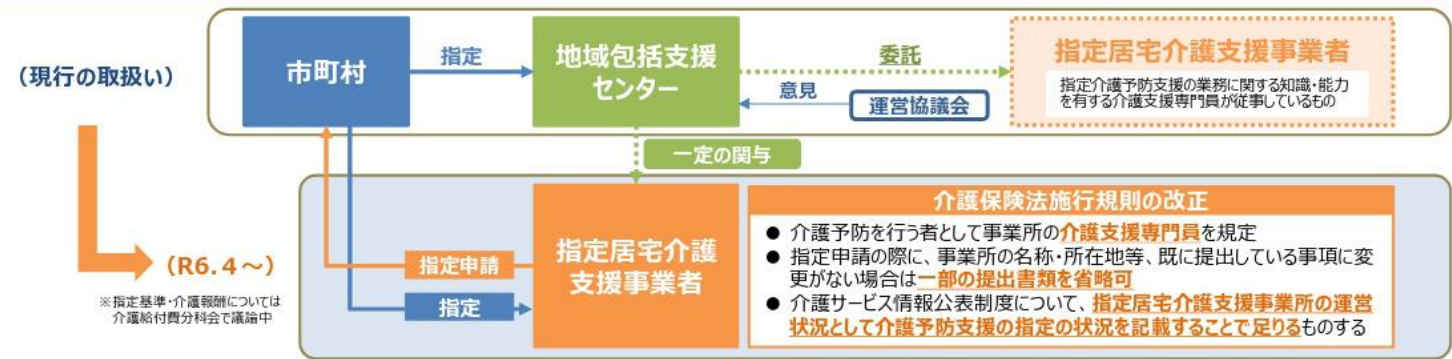
1. 介護予防支援の指定対象の拡大

介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）
○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



介護保険法の一部改正により令和6年4月1日から指定居宅介護支援事業者も指定介護予防支援事業者として、市から指定を受けることで、長寿支援センターを介することなく、利用者と直接契約して介護予防支援を実施することができるようになりました。

実施するには、新たに指定介護予防支援事業者の指定を受ける必要があります。

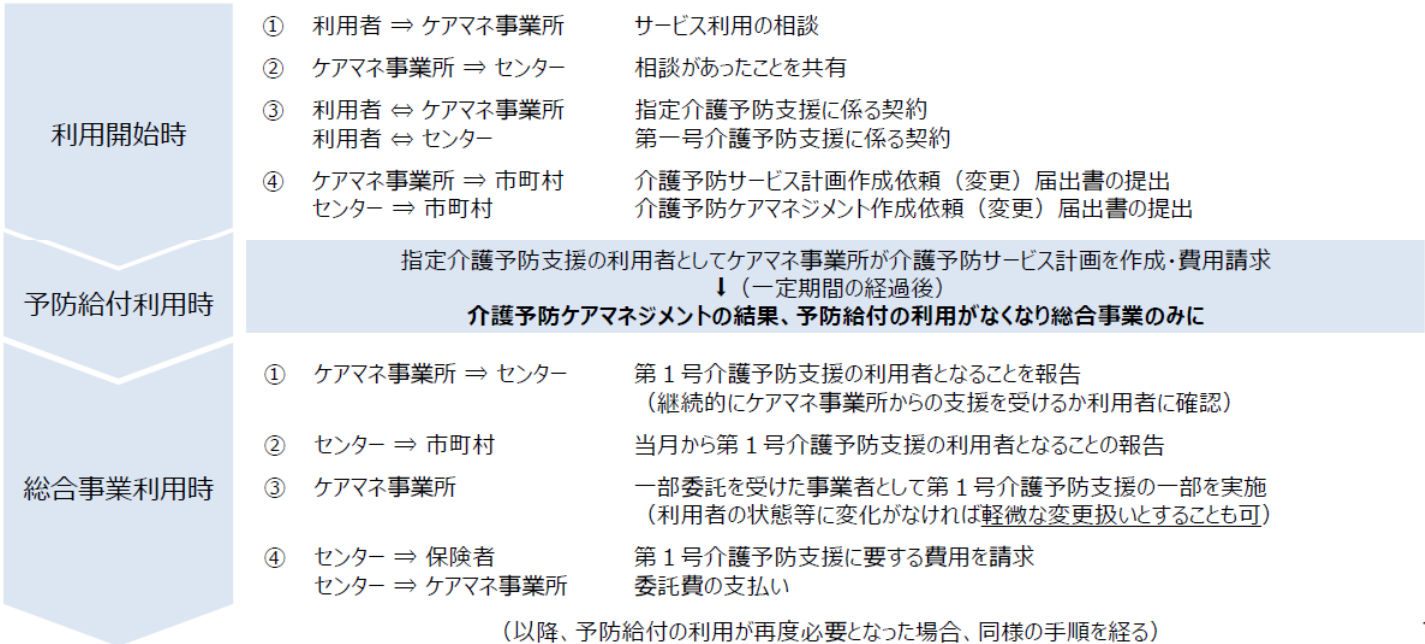
1. 介護予防支援の指定対象の拡大

包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れ①

別添

- 指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は第1号介護予防支援事業の対象者となるため、当該利用者が引き続き当該居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合、センターが第1号介護予防支援事業の一部を委託する必要がある。
- 利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、当面の間は、指定の状況を踏まえながら第1号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えない。

1. 「包括的な委託」を行った場合の事務フロー（イメージ）



指定介護予防支援事業者の指定を受けた、指定居宅介護支援事業者が実施することができるのは、「介護予防支援のみ」です。

介護予防ケアマネジメント（総合事業のみ利用）は、今までどおり、長寿支援センターが実施することとなります。

2. 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制導入について

利用者の過度の負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、令和6年4月から以下の福祉用具について、貸与または販売の選択ができるようになりました。

○スロープ

(7) 貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

固定用スロープ



○歩行器

(8) 貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

歩行器

(※歩行車は除く)



歩行補助杖



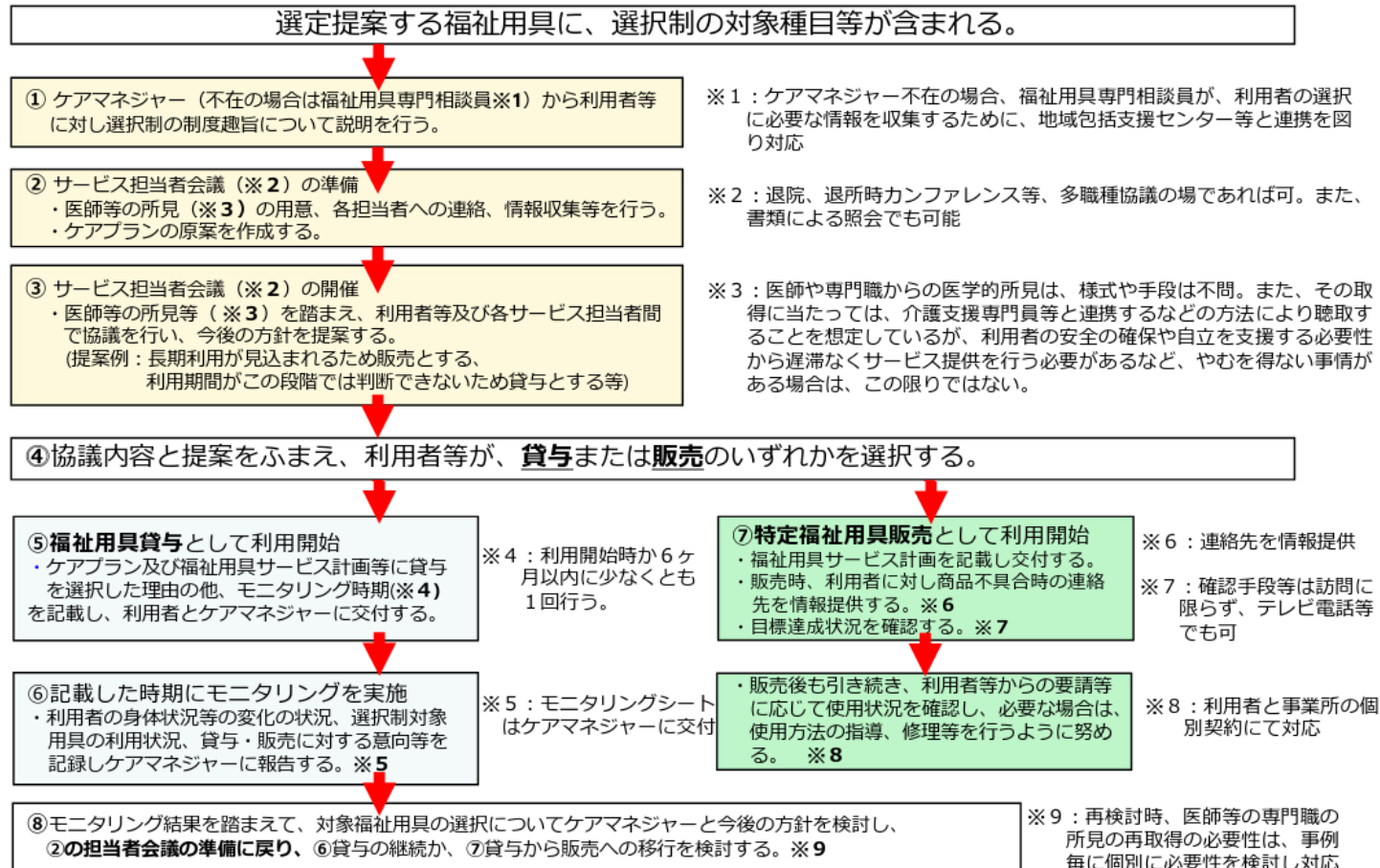
※松葉杖は除く

○歩行補助つえ

(9) カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

2. 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制導入について

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス



利用者が貸与と販売を選択できることを説明し、それぞれのメリット、デメリット、選択にあたって必要な情報※を利用者へ提供しなければなりません。

※介護保険最新情報 Vol.1225
「問101」参照

また、必要な情報提供を行ったことを、福祉用具貸与・販売計画・居宅サービス計画・モニタリングシート等に記録してください。

3. Q&A

Q. 入院時情報連携加算の算定要件について確認したい。営業時間終了後や営業日以外の日に入院した場合について

- ・入院時情報連携加算(Ⅰ) 入院日の翌日
- ・入院時情報連携加算(Ⅱ) 入院日から起算して3日目が営業日以外の日である場合は、当該営業日以外の日翌日

のように算定できるとあるが、入院日から起算して4日目まで営業日以外の日である場合は算定できるか？

A. 算定できない。右図の通り

(介護保険最新情報Vol.1225)

☆…入院 ★…入院（営業時間外） → 情報提供

	営業日	営業日以外	営業日以外	営業日	営業日	営業日以外	営業日
入院時情報連携加算(Ⅰ)	☆ →	★ →	★ →	★ →			
入院時情報連携加算(Ⅱ)	☆ →	★ →	★ →	★ →	☆ →	★ →	★ →